

西南戦争における大分県の対応

吉田豊治

目次

はじめに

一、征討命令出る

二、大分県の警備体制確立

三、中津隊の挙兵と農民一揆

四、県中・県南の激戦

おわりに

はじめに

明治十一年の「大分県第二回年報」に、「本県十一年ノ初既二十年報ヲ修ムト雖モ、八月間ノ久ニ至ル、九月下旬兵塵全ク消滅ニ帰スト雖モ、常務ノ負債咄嗟ニ之ヲ措弁スル能ハス、況ヤ非常事務ハ堆積山ヲ成シ、其事タル一トシテ迅速整頓ヲ要セサルモノナシ云々」と明治一〇年（一八七七）の西南戦争が、県政全般に大きな影響を与えたことが記されている。明治四年（一八七一）に小藩分立が整理されて大分県が発足し、さらに明治九年（一八七六）には下毛、宇佐両郡が福岡県から編入されるというように、まだ県政の基礎も確立していなかった時期である。そこに起った西南戦争には、鎮庄側の警視隊、地元の警部、巡查、そして徴募に応じた士族、反対に薩軍に投入した中津隊や竹田の報国隊など敗者側の関係者、さらに県北を中心に

多くの農民をまきこんだ一揆の参加者や襲撃の対象になった戸長などの村役人、県の官吏を含めて実に多くの県民がかかわりを持ったのである。戦死者・殉職者をはじめ戦火に遭遇した地域の住民の精神的、物質的被害に対する救済、一方では裁判にかけられる人々など、県政にとって県民の生活や生産活動に深刻な打撃を与えた西南戦争は、戦争中は勿論戦後の対策まで含めて極めて重大な問題であった。従来はとかく士族反乱の立場から戦争史的な経過を中心としてとりあげられることが多かったが、兵士、巡査、軍夫、一揆関係者、一般被災者などのさまざまな立場でかわりを持たざるを得なくなった民衆の動き、そしてこの反乱を鎮圧することが絶対条件である中央政府の意を受けて、県当局が中央の指令を仰ぎながら、県内情勢を判断し、隣県の情報などを分析しながら対処して行く状況も、明治新政府の下における地方のあり方を知る上に重要な素材を示していると思われる。そのような意味で小論では鎮圧のために県が如何に対応しながら、この危機を乗りこえて行ったかを、最近新しく収集された史料の紹介もかねて考えて見たい。

一、 征討命令出る

鹿兒島での不穏な動きに対して、熊本鎮台歩兵第十三連隊第三中隊長隈岡長道陸軍大尉の陣中日記には、「抑モ、私学校党ノ叛旗ヲ鹿兒島ニ舉ルノ説アルヤ二月上旬ヨリ県下士族モ各所ニ集合シ、鎮内ハ日々城内ニ米穀・塩・菜ノ類ヲ運輸シ之ガ為メ県下ノ人心洶々トシテ、或ハ家財等ヲ近郷ニ移シ災ヲ避ントスル者アリ。」と、西郷隆盛らの鹿兒島士族の挙兵がすでに目前に迫っていることに対する鎮台の動きと、県民の動揺を記している。⁽¹⁾然し当時の熊本県は明治九年（一八六六）一二月から一〇年二月にかけて山本、菊池、山鹿、玉名各郡の県北部で「戸長征伐」といわれる一揆が拡がっており、この指導者にはやがて薩軍に加わる植木学校の民権党の人達がいた。政府にとっては明治六年（一八七三）頃から地租改正や徴兵令に反対する農民一揆が各地に拡がり、参加人員も非常に多い情勢で、一連の士族反乱の動きよりもその対策に苦慮していた。⁽²⁾熊本県北部の一揆は三月中旬まで続き、その間二月末には阿蘇郡にも波及し、戸長詰所襲撃、地主、高利貸の家屋破壊などが行なわれ、

然も民権党の指導者の薩軍投入にも関連して、一揆勢力も薩軍に協力するなど事態は深刻であった。とに角薩軍の鎮圧が絶対条件で、すでに鎮台の強化は鹿児島での動きが活発化する中で進められていた。やがて「同月十四日探偵者帰り報ズルニ、明十五日愈暴徒鹿児島ヲ発スト。故ニ本日ヨリ諸將校営中ニ詰切り、下士以下ノ外出スルヲ禁ズ。」と緊迫した空気が鎮台に漲ってくるが、その中で二月一九日午前一時頃鎮台から出火、城下まで焼尽すという惨事が勃発した。その頃薩軍の先鋒は熊本の手前川尻町まで迫っていた。⁽³⁾

この時期、孝明天皇一〇周年祭のため行在所が京都に置かれていた。もちろん鹿児島での情勢はもたらされていたが、政府内でも西郷隆盛の去就については意見が分れ、伊藤博文は東京にいる参議大久保利通に、島津久光と西郷隆盛の両者に鹿児島の不穏な動きを鎮撫することを命ずるように建議したのが直前の一三日で、大久保自身もそのように考えておったが、結局は勅使として有栖川宮熾仁親王を一七日に派遣することに決定した。⁽⁴⁾一方当時病魔に侵されていた内閣顧問木戸孝允は、「鹿児島は勢力を以て自ら全国の平均を破り、世人も亦薩州の平安を以て天下の平安と為し、動もすれば政府をして公平を失はしめんとするものあり。孝允の心事を以てすれば必ず將に謂はんとす、此平均を医して而して後吾事畢ると。而して鹿児島的事たるや猶薬毒の瘵後の体中に在るが如く、未だ其局部を定認すへからず。今月一二月の交に至り遂に一腫物、反逆の証天下に顕る。」と、鹿児島を無視した動きをおさえることが、明治国家確立の急務であると主張し、さらに「孝允乃ち切に奏して聲を京師に駐め、征討の詔を發し、及自ら征討の任に当らんことを請ふ。」⁽⁵⁾とまで強硬論を主張した。大久保と木戸の薩長出身という違いがあらわれているにしても、征韓論をおさえてまで内治優先の上で新政府の建設をはかっていた彼等にとつては、不平士族の反乱は予期されたことであり、これを鎮圧することによって、はじめて徴兵制による新軍の基盤も固まるのであり、そのような意味で木戸の考え方は当然なことであった。同時に地租改正と徴兵令反対を含めて、新政府（直接には各県当局）に対する農民一揆が、明治六年（一八七三）以後全国的に拡がっている中で、不平士族の最大の拠点でもある鹿児島での動きは絶対に鎮圧しなければならないという事情は大久保も充分考えていたことはもちろんであった。⁽⁶⁾またこの考え方は

中央政府の意図を受けて県政を進めている各県、特に鹿児島を除く九州各県の首脳の間で考へてあると言へる。

大久保自身の鹿児島での西郷との直接交渉も、木戸自らの征討出陣も実現せず、その上勅使派遣も一五日の挙兵で中止され太政大臣三条実美より、「西京御駐蹕被仰出候条此旨布告候事」と行在所から第一号の布告が出され、同時に布告第二号として、「鹿児島県暴徒擅ニ兵器ヲ携へ熊本県下へ乱入、国憲ヲ不憚反跡顯然ニ付征討被仰出候条此旨布告候事」と征討が命ぜられた。⁽⁷⁾一方行在所より最初の達示として同日太政大臣三条実美より各官庁に対して、「西南御駐蹕ニ付テハ征討ニ関スル事件ハ総テ行在所ヨリ被仰出候条此旨相達候事」と、京都の行在所が今後の布告、通達の出所であることについての確認をして、政府の鎮圧に対する体制を固めている。なお天皇は大勢のほゞ決まった七月二八日、海路東京へ還るまでそのまゝ、京都に留まった。さらに達第二号として、「鹿児島県下逆徒征討被仰出候ニ付、右逆徒自然各地方へ遁逃或ハ潜匿可致も難測候条、管内要衝ノ地ハ勿論出入船舶等取締相立、厳密捜査ヲ遂ケ捕縛可致此旨相達候事」と、各官庁へ徹底的な対策を指示している。⁽⁸⁾

この日有栖川宮熾仁親王が征討総督に任命され、山県有朋陸軍中将、川村純義海軍中将が征討参軍に、第一旅団司令長官に野津鎮雄陸軍少将、第二旅団司令長官には三好重臣陸軍少将が任ぜられ、常備兵約四万人、軍艦一隻が動員されるなど全力を投入して鎮圧に当ることになった。征討本営ははじめ大阪に置かれたが、二月二六日福岡に移されて戦地における指揮体制が作られ、翌二七日には九州各県へ、「今般征討被仰出候ニ付テハ、征討総督ヨリノ命令ハ何事ニヨラス、速ニ遵奉可致此旨相達候事」と達せられている。⁽⁹⁾

薩軍は約一万三〇〇〇人、それに地元熊本より熊本隊、協同隊などの士族が加わり、二二日には、一九日の火災（失火説の他、戦意高揚のための自焼説もあり原因不明）で焦土と化した城下から、熊本城の総攻撃を開始した。一九日に合流を命ぜられた小倉第一四連隊（連隊長乃木希典陸軍少佐）の第一陣約三三〇名が辛うじて火災後の熊本鎮台に到着したのを加えて、薩軍を迎えうつ鎮台兵は司令長官谷干城陸軍少将ら約二六〇〇名、警視隊約六〇〇名で、これから四月一五日まで約五〇日の攻防戦が、田原坂の激戦などを含めて続けられるのである。⁽¹⁰⁾

二、大分県の警備体制確立

大分県では薩軍出発の二月一五日に、佐伯署の千束分署を県境警備の重要な場所と見て、「鹿児島暴徒に依り、国境警戒及千束分署ハ要衝ノ地ニ付巡查三名ヲ増加シ、重岡ヨリ彼地へ出張、事情探偵方手抜無之様之達ナリ」と、増員と千束分署を地域的に、より重要と思われる重岡に移転をしているのが最初の対応策であった。この重岡分署には三月一日に、佐伯署より十等警部藤丸宗造が署長として赴任している。彼はその後五月の薩軍の延岡侵入の際に、その報と出兵要請のために熊本鎮台へ出張し、帰路捕えられ、五月二三日竹田町で処刑された¹¹¹⁾。二月一八日には内務省より巡查五〇〇名を軍艦で鶴崎へ派遣する旨が通知されており、征討の令が出された一九日には、熊本へ探偵として出張していた曾根警部が帰省しており、県当局にも薩軍の動静が伝わっているはずである¹¹²⁾。そのことで翌二〇日権令香川真一より区戸長に対して次の通達が出された¹¹³⁾。

警達番外志鹿児島県士族云々告達

鹿児島県士族何等ノ名義モ無之多数、去ル十七日熊本県下肥後国芦北郡水股村迄到着の報知ニ依リ県官応接トシテ及出張候筈、猶鎮台兵モ一大隊八代へ出兵相成候間、本日当県探偵ノ者熊本出先ヨリ及報知、右ハ此末如何様ノ形勢ニ立至ルモ難計ニ付、為心得相達置候条此旨区内士族ノ向へ可致告達候事、但右等無名義ノ徒ニ左袒可致向ハ決シテ有之間敷候共、万一方向ヲ誤リ候者有之候テハ不相濟義ニ付、精々順逆示論可致置候事

これは事前に県内の士族の動向を強くけん制するために出したものと考えられる。

先に述べたように熊本県では農民一揆が県北から県中に拡がり、一方では前年の敬神党の乱に続いて、薩軍に投ずる保守派から民権派にいたる士族の動きは、明らかに政府の意を受けて中央集権化を推進する安岡良亮県政に対する不満の表われであり、実力未知の鎮台兵を中心に防戦する政府の危機であった。木戸孝允は鹿児島士族の反乱に対して、「元より国家の一不幸に御座候得共、かくの如き次第に至り候ては百敗千敗にかかわり候訳にては御座なく、一村の竹槍連に出会候よりは至極心安

く、気分も一人引立申候。実に竹槍連ほどおそろしきものは御座なく候。」と、農民一揆に大きな不安を感じている。¹⁴⁾その両方が進行している熊本県の状況が、大分県に起ることを未然に防止し、特に鎮台兵がいなくて警察巡查にのみ治安を頼らざるを得ない県当局者にとっては、むしろ士族の協力こそ必要なことで、そのような意味も含めての通達と考えられる。そして一般に対しては二一日に各区戸長あてに、今般の鹿児島県下の騒動については、私学校生徒の過激分子の無謀の挙にて其の内鎮定するであろうと知らせると共に、二三日に警達第六号として「近來市在之者其ノ事ノ如何ヲモ不相弁、只道路ノ風説ヲ信シ動モスレバ無謂動揺スル者モ有之哉ニ相聞、以テノ外ノ事ニテ却テ各自ノ困難ヲ招キ候義ニ付、假令如何様ノ風説有之候モ決シテ疑惑ヲ生シ間敷事云々」と流言飛語によって動揺しないよう嚴重な注意を指示している。¹⁵⁾

二月二五日には行在所達第五号として太政大臣三条実美より府県に対して、一月からの鹿児島動静を記した上で、最後に「……遂ニ去ル十八日西郷隆盛、桐野利秋、篠原國幹等政府へ尋問ヲ名トシ、逆徒ヲ引率シ、兵器ヲ携帯セシメ、熊本県下へ乱入候段國憲ヲ蔑視シ、治安ヲ妨害スルノ舉動、彌叛跡顕然ニ付深ク御震怒被為在邦典ヲ舉行シ、逆徒征討被仰出候次第二候条厚ク御趣旨ヲ奉体シ、此際訛言流説ニ疑惑不致様管下人民へ懇諭シ、取締方一層注意可致此旨更ニ相達候事」と布告し、同日西郷ら三名の官位を「徒党ヲ集合シ、悖乱ノ舉動ニ及ンダ」との理由ではく(概)奪している。¹⁶⁾

二月三日には非常警備中に帯刀を差許す事が各署へ通達され、二四日には警備士族を募るために、強壯の者何十名かを選び銃器携帯しと戸長付添の上で参集致す事と、弾薬は有合携帯する事も達せられ警備体制の拡充がはかられた。三月一日にはかねて入電のあった東京からの警視隊が約五〇〇名、権少警視槍垣直枝指揮の下に到着した。¹⁷⁾そのような中で三月四日に大分県権令香川真一から太政大臣三条実美にあてて次のような建言をしている。¹⁸⁾

微臣伏テ鹿児島士族暴発ノ情况ヲ察スルニ実ニ不容易ノ形勢ト云ヘシ、元來同県士族ノ如キ其標悍強暴制スヘカラサルヤ天下皆之ヲ怖ル、況ヤ各県不平ノ士族輩素ヨリ其勝敗動静ヲ伺ヒ以テ進退ヲナスノ意ナキヲ保セサル乎、之ヲ前日江藤前原等ノ乱ニ比スレハ其大患タルコト論ヲ待タス、若シ一ヒ熊本鎮台防禦ヲ失シ、彼レ兵ヲ分チ四出セハ、其禍害ノ及フ所口豈止

ニ九州ノミナランヤ、真ニ天下興危ノ秋ト云フモ謚言ニハアラサルヘシ、回ヨリ廟等至ラサルナク万々此事ナレト雖トモ、全国ノ景況ヲ察スルニ豈之ヲ黙々ニ付シ深慮遠慮セサルヘケン乎、今ヤ当県士族ノ如キ一時徵募ニ応シ、唯徴臣カ指揮之レ従フト雖トモ、從來各小藩ヲ合併スルヲ以テ人心一和セス、時勢ノ變動ニ因リテハ亦其方向ヲ誤ルモノナキヲ保証スル能ハス、徴臣伏テ以爲今ニ及ンテ早く親征ノ大令ヲ發シ、大旆西ニ向ヒ暉ヲ馬関或ハ小倉ニ駐メ以テ六軍ヲ駕馭シ玉ハ、彼膽破レ氣沮ムノミナラス、全国ノ士民方向一ニ帰シ各所勤王ノ義兵奮起軍ニ西從ニ從ハンコト疑ヲ容レス、而シテ四境ヨリ迫リ撃チ賊ヲシテ腹背顧ル能ハサラシメハ、賊勢猛ナリト雖トモ天威ノ向フ所口六師ノ進ム所口巨石ヲ以テ累卵ヲ压碎スルカ如ク一挙シテ之ヲ殲滅スヘシ、是所謂牛刀割鶏ニ類スル挙ト雖トモ其凶焰ヲ未旺ニ撲滅シテ其禍害ヲ滋蔓セシメサルハ、非常ノ英断ニ非サレハ速ニ其効ヲ奏スヘカラス、仰願クハ大旆西發ノ御庶議ニ決セラレンコトヲ僭越ノ罪ヲ顧ミス敢テ微衷ヲ上陳ス、臣香川真一誠惶昧死白ス

香川真一は岡山県士族で岡山県製作権頭から明治九年（一八七六）九月に、初代権令森下景端の後を受けて大分県権令になった。同年八月二一日に下毛、宇佐二郡が福岡県から編入された直後で、明治六年（一八七三）の大分、海部、大野、直入四郡の農民一揆、また同年玖珠郡の徴兵令反対の血税一揆以後は一応騒擾もおさまり、ようやく大分県の基礎も固まりつゝあった時期に起つた鹿兒島士族の挙兵、そして熊本鎮台の攻防が、本県に累を及ぼす可能性は極めて大きいものがあつた。当時の県内士族の動向は旧府内藩などをはじめ徴募に依じて警視隊配下の巡査として協力するものもふえてはいたが、小藩分立であつた事情などを考えれば全県的に協力一致するというような事は難しく、また反乱側に呼応する事も考えなければならぬ状況で、防備は東京よりの警視隊と地元巡査（徴募士族を含む）に頼らざるを得ない権令としては、積極的な中央よりの鎮圧を建言せざるを得なかつたのも当然と思われる。

三、中津隊の拳兵と農民一揆

三月三日第三大区（大分郡）、第五大区（大野郡）、第六大区（直入郡）内の關係区戸長に対して、「予テ相達置候通り鹿兒島県逆徒征討被仰出候ニ付 今般警視局巡查五百人来県、右之内本日ヨリ明後四日ノ内日々庁下ヲ発シ久住へ出張順路其区内通行ノ筈ニ候条、此旨相心得宿泊ノ日其他需用品取賄方等篤ク注意諸事不都合無之様可取計此旨相達候事」と通達が出された。¹⁹⁾熊本県内の動きに応じて警備の重点地域が熊本県境の久住方面（前記通達も四日二〇〇名の警視隊が阿蘇郡坂城へ出発した時のもので、三月一二日には半小隊が久住に残ったことを報告している）や、現在の前津江、中津江、上津江村方面で、この地域も強化のため豆田警察署（現日田市）からの巡查派遣、さらに豆田署への杵築士族一二人雇入などを行ない、豆田署や竹田署にも小銃、彈薬などの武器を發送している。さらに宮原方面（現小国町）との県境地帯の玖珠郡、高森方面へ通ずる直入郡一帯の警戒はもちろん、宮崎県境の佐伯警察署、そして重岡分署なども二月一五日挙兵当初より強化が進められた。²⁰⁾この頃熊本県境の状況について三月一五日に大分県から川路利良大警視宛に、「大ツキニ重峠ノ賊兵二百内外ニ重峠ニ胸壁ヲ築キ保守セリ来襲ノ色ナシ、肥豊園境五ヶ所ハ長野村辺ニ賊二三十名時トシテ出沒、警視局巡查隊ハ先鋒既ニ内ノ牧ニ繰出、各所ニ斥候ヲ出シ、賊ト相距ル僅に一里余、本宮ハ坂梨ニ移シ機ニ乗シ進撃ノ勢ナリ、士氣益振ヒ押へ兼ル有様也不日開戦ナラン、然ル時ハ要衝間道數ヶ所ニテ警備ノ兵乏シ、地方巡查ニテハ不行届、依テ後継及大分鎮撫トシテ多少ノ人数御差出アラハ幸甚」と打電し、翌日川路大警視より三条実美太政大臣に報告されている。²¹⁾大分県としても警備体制に非常に不安なために増援を求めねばならない中に、三月三一日中津士族増田末太郎ら六〇名が挙兵したのである。²²⁾

大分県中津支庁、警察署襲撃にはじまり、四月二日には大分県庁まで攻撃され、その間四口市、高田の農民蜂起を契機に宇佐、西国東、下毛から東国東、速見郡にまで一揆が拡がるという事態が起こったため、県は警官隊、義勇隊（士族徵募）、さらに県官吏らを動員して防戦、鎮庄に当った。そして四月一口には坂梨口の戦鬪での警視隊負傷者二六名を、中津隊拳兵、大

分方面へ向うという非常事態勃発のために、急抛愛媛県へ転送する事になり、その際県内の情勢を愛媛県に知らせ、同県より四月三日、大久保利通内務卿あてに、「客月三十一日午後第十二時頃、中津支庁下ニ於テ何者共不知暴挙ニ及ヒ、同庁ヲ放火シ貢金ヲ掠奪シ警察署ヲ毀チ、県官ヲ暴辱セシ末凡百名計本庁へ襲撃ノ勢ニテ、既ニ本庁ヲ距ル十里立石駅迄押寄候旨云々」と上申している。²³大分県からは一応鎮圧の終った四月五日、「県下土賊暴挙ノ概略」として詳細にわたる報告書が上申されている。²⁴この中に「新政党別軍の檄文」がのせられているが、かつて国学に心酔し、民権運動へ転じて共憂社を結成し、「田舎新聞」の編集長として参加した増田末太郎が、西郷隆盛の挙兵に応じ、然もはつきりと賊軍として征討の対象となり、また熊本における薩軍の形勢必ずしも利あらずという中で、あえて立上った主旨を、「方今我国ノ大勢ヲ熟視スレハ……四方皆讐敵ニシテ国家ノ危キ累卵ヨリモ甚多シ、此時ニ際シ宣ク外勢ヲ張りテ内情ヲ鎮スベキニ、却テ政府二三ノ大吏……内怨ヲ積ミ外海ヲ甘シ卑屈極ナク暴政至ラザルナシ、……今聞西郷公闕下ニ至ラントス、而シテ賊吏私人前路ヲ妨クルト、吾輩モ亦神州ノ一民憂国ノ衷情傍観座視スルニ忍ヒス、投袂蹶起シ賊ヲ南豊ニ討チ忠臣ノ進路ヲ開カント欲ス云々」と述べている。²⁵その点の内は民権、外は国権的な立場で、反政府という点で西郷協力を立上ったのであるが、一方では新政党軍機所より、中津有志御中として、「今般義挙ノ儀ハ我輩多年抱蔵ノ宿志ニシテ、別ニ激文モ有之候得共一々御報知難及、然ルニ昨今各地差出置候探偵者帰県、本月廿六日佐賀士族事ヲ挙ケ、同廿七日福岡ニ続キ、同三十日秋月ニ応シ府中出発米柳モ又将ニ発セントス、吾輩独り時機ニ後レハ国民ノ義務何ヲ以テカ立シ故事頗ル輕挙ニ涉ルト雖モ今夜激発ニ及ヘリ……諸君吾輩愛国ノ微意ヲ憐察アラハ老若ハ少者ヲ鼓舞シ、壯年ノ徒ハ事ノ同シ協心戮力共ニ御助アランコトヲ云々」と協力を要請している。²⁶一方「両豊人民御中として、「方今官吏ノ徒、上ハ天子ノ宸襟ヲ悩マシ、下ハ人民ノ苦情ヲ顧ミズ私意ヲ逞シ、収斂ヲ極メ、殘忍苛刻至ラサル所ナシ、我輩憤激ニ堪ヘス、之ヲ掃除セント欲ス、……諺ニ請フ、上ニ習フ下ハ区戸長等亦官威ヲ仮リテ人民ヲ苦メ、無用ノ民意ヲ増シ、私慾ヲ謀ル等不埒ノ所業少ナカラス、各申合セ右等ノ義詳細探索ヲ遂ケ、申出ニ於テハ即チ捕縛シ、吟味ノ上処分ニ及フヘク、尤其罪明白ナル者ハ直ニ召捕差出候テモ不苦候事」と農民の蜂起を要求した。²⁷

大分県よりの上申には、「本月二日管下豊前国宇佐郡第十六大区一小区敷田村ヨリ党民蜂起シ、兇徒追々蟻集二手二分レ、一手ハ四日市ニ一手ハ笠松村ニ放火シ、其暴勢蔓延翌三日朝ニ至リ下毛国東兩郡ニ伝遷シ、各小区用務所学校吏員及ヒ富豪農商ノ居宅ヲ放火シ或ハ破毀ス、燒毀ヲ以テ脅迫ノ具トナシ異口同音他衆ヲ煽動ス、故ニ所在ノ民衆起テ皆応之幾万人ノ多キニ至ル、手毎ニ竹槍ヲ携ヘ数手ニ分レテ猖獗ヲ極メ暴動苗ナラス、説諭道断ヘ制止所ナク慘毒実ニ酷シト続々報知アリ云々」と記している。實際は四月一日にすでに宇佐郡敷田村で戸長との交渉が始まり、翌日には豊前六〇カ村、三日四日にかけて下毛、国東、速見各郡にわたり、総計二万人もの参加者を出す一揆に拡がった。一揆について南部豊男判事の「大分県兇徒首従事実取調書」には、「明治十年四月一日午後一時萩原謙吾、萩原新十郎……等中敷田村萩原光平宅前ニ集会シ、萩原謙吾發言ニテ地租金ノ割返ヲ戸長に要求センコトヲ議ス。謙吾ハ明治十年三月二八日大分県令ヨリ地租金納金收徴一ヶ月有除ノ達シアリシヲ地租納期一ヶ月延期ニ成リタルト誤解シ居リ、明治十年四月一日午前十一時南敷田村岩崎由平ナル者、中津士族ノ暴動ニヨリ村中人民ヨリ兼テ債主ニ典シ置キタル種粃類ノ兵燹ニ罹ランコトヲ慮リ、各自ノ手元ヘ借受ケンコトヲ議スルヲ聞キ、此機ニ投シ地租金割返要求ノ議ヲ發センコトヲ企テタリ。……戸長ヨリ地租金割返シ難キ旨理解スルニ付、謙吾ヨリ更ニ戸課金割返シノ事ヲ要求シタリ。戸課金ハ学校病院警察等ノ諸費ニ充ツヘキ為メ、一戸毎ニ三拾六錢ヲ戸長役場ニ取立テ明治十年遣ヒ払ニ供スルナリ。明治十年四月二日謙吾ハ再ヒ戸課金ヲ要求センカ為メ用務所ニ赴キタレトモ、戸長ノ出頭セサルヨリ正法寺ニ至リ、同寺ニ集会シタル各村ノ人民ヲ誘ヒ、再ヒ用務所ニ赴キ新十郎林吾等ヲシテ戸長ノ出頭ヲ促カスト雖モ、戸長ハ他ノ事故アルヲ以テ至ラス、由テ多衆ト俱ニ戸長小倉七郎宅ニ迫リタリ云々」と記してある。水野公寿氏はこの一揆は中津支庁の襲撃、焼失という行政機構の動揺、権力の混乱の下に農民が蜂起した点では、中津隊の動きに触発されたと思ふことが出来るが然し農民そのものの要求は前記取調書にあるごとく、農民自身の日常的な要求をかかげたものである。また熊本裁判所中津臨時出張所での五月から八月までの裁判で、兇徒聚衆犯などに問われた一揆の中心人物は、前記萩原謙吾（徴役終身）、萩原新十郎（同一〇年）など中敷田村の一〇人が全体の指導者にされているが、一揆は地域ごとに指導者があって蜂起したのが実態で

あるとして⁽³⁰⁾いる。何れにしても中津隊の挙兵、農民一揆と県内で最初に起った、然も県北一帯から別府、大分にまで及んだ一連の事態に対して、県当局は全力をあげて鎮圧に当ったのは当然であった。

四月一日の警達第拾三号では、中津支庁下に於ける暴発に対し区戸長にあてて、鎮圧の手配に及んだので、区内の人民が恐怖雷同之義のないように取締り方を命令しているが、この時巨魁として明治三年（一八七〇）日田領の農民一揆の指導者として徴役一〇年の刑を受け、当時保釈中挙兵に加わった後藤順平をあげている。⁽³¹⁾ ついで四月三日に第拾四号としてその景況を「去る三月三十一日午後十二時頃、中津士族之内該支庁下ニ於テ暴発、兵器ヲ弄シ該庁へ放火公金ヲ掠奪、警察署へも乱入猶県官ノ殺害ノ末 昨二日午後一時頃巨魁増田末太郎、桜井貫一郎、梅谷安良、大分郡淵村平民後藤純平、党類凡八拾余名ヲ率ヒ本庁下ニ乱入、市街へ放火銃テ本庁ヲ攻撃ニ付嚴重警備、拒撃ニ及ヒ候処忽散乱午後五時頃ヨリ別府迄引退、右ニ付本日東京警視巡查隊坂梨ヨリ到着云々」と達し、賊徒遁走により不審者は差押え、本庁、警察署に通達すること、もし潜伏者などを後日発見した場合は嚴重処分する旨を命じている。⁽³²⁾ この日大分では香川権令以下官吏、巡查一五〇名が防衛に當っており、翌三日には軍艦「浅間」が別府湾に入港し完全に中津隊は圧倒された。六日付の警達第拾五号を見ると、「本月三日警達第拾四号を以相達候通、別府へ退散之賊徒ヲ追撃ニ及ヒ候処、彼レ狼狽道ヲ速見郡由布院ニ取り、遂ニ熊本県内阿蘇郡之内へ遁逃候旨確報有之候、且又本月二日ヨリ豊前国宇佐郡ヨリ頑民蜂起、漸ク下毛郡及ヒ豊後国々東郡ニ波及シ、一時乱暴ヲ極メタルモ、東京警視巡查隊並巡查一同出張追々鎮圧ニ及ヒ候云々」と通達し、安堵して本業を営む様指示している。⁽³³⁾ この事件に際してまづ中津隊を圧え、四日に県外に出ると全力を一揆鎮圧にそそぎ、逮捕者は五月から中津臨時裁判旅で審理をはじめ、八月には判決が終るといふスピードであった。これも他地域への波及を考えた結果ともいえよう。そして肥後小国から二重峠に出て薩軍に合流した増田末太郎らの人相書が出たのは四月六日であった。

四、県中・県南の激戦

四月二八日に大分県から内務省あてに出した上申は、県内の暴動について「……既に鎮静ニ帰シ候ニ付、党与逮捕罹災ノ者救助等、即今着手中ニ有之候、右ニ付少書記官小原正朝中津へ出張、先ツ支庁ヲ開キ諸事経理致居候。」と一応収まったことが記されており、さらに鎮庄に動員された警視隊についても、「坂梨口警視隊も右ノ警報ヲ得ルヤ、先ツ後顧ノ憂ヲ除キ然ル後薩賊ヲ討滅セント、取敢ス二三小隊ヲ分遣セシカ残員手薄ニ付一時久住竹田地方へ引揚相成居候処、昨八日賊坂梨ニ進ミ坂梨峠ニ胸壁ヲ築キ爰ニ哨兵ヲ出シタリ、因テ我警備隊モ笹倉ノ先キ廿町計リナル四里塚其他近傍要衝ノ地へ、胸壁ヲ築キ互ニ対陣致居候」と、主力は坂梨方面の薩軍の動きを封ずるために熊本県境へと移動している。³⁴⁾

四月一五日日山県有朋陸軍中将の指揮する正面軍と、黒田清隆陸軍中将率いる背面軍が熊本城に入城し、二月二二日以来の熊本城包囲の薩軍も遂に熊本を放棄して撤退を始め、木山、矢部と後退し、四月下旬には人吉へと移っていく、以後人吉を拠点に諸隊を編成して鹿児島、佐敷、大口、江代方面に出動するが、その中で野村忍介の率いる約三〇〇〇余名の奇兵隊が、椎葉、延岡に入り、五月一二日先発隊が重岡に侵入し、翌一三日以後竹田を占領して一八〇〇余の薩軍が集結、ここを拠点として大分、鶴崎方面へも出動した。一方竹田土族堀田政一ら報國隊の薩軍参加もあり、竹田をめぐる激しい攻防戦は、五月二九日の官軍総攻撃で一五〇〇戸焼失という戦闘の末ようやく薩軍を敗退させた。然し彼等は小野市、三重へと移動し、さらに六月一日には臼杵へ侵入、防衛する警視隊や臼杵土族で編成された約八〇〇名の臼杵隊との激しい戦さが続き、海上からの軍艦「日進」「浅間」の砲撃なども加わり、よえやく一日に津久見、切畑方面へと敗走した。また佐伯には五月二五日、三一日、六月六日の三度襲撃を行ない、一般住民も含めて多くの犠牲者が生れた。戦闘はその後三國峠などの争奪戦をへて、薩軍は次第に追われ六月二一日には小野市、重岡を放棄したが、八月中旬までは宗太郎峠などでの山岳戦が続いた。³⁵⁾

このような極めて厳しい情勢の続く五月二九日に香川真一権令より、兵備の事について総督にあてて次の上申書が申請され

今般賊徒管内ニ乱入、終ニ竹田ヲ以テ根拠トナシ、四出蹂躪横行至ラサルナク庶民塗炭見聞ニ不忍、即今追々陸兵巡查等御差遣稍警備相整候へ共、当県ノ義ハ兼テ上申ノ通賊地ニ密接シ、預メ備警ノ兵無之テハ、假令賊ノ侵襲無之トモ民情危懼安堵ノ場ニ難至ノミナラス、安堵就業セシメントスルモ、且保護ノ実アルニ非スハ開論ノ道モ無之、假令曲テ説諭スルモ庶民何ヲ以テ之ヲ信シ何ヲ以テ之ニ安センヤ、故ニ熊本開戦以來屢々出兵ノ義ヲ總督本營ニ請へ共容サレズ、素ヨリ熊本ノ重困未タ解ケサルノ時ハ、寛急ノ別アレハ御出兵無之モ敢テ頌角可申様無之、而ルニ重困既ニ解ケ大兵熊本ニ雲集スルニ至リ、猶亦一使ヲ本營ニ馳セ日向地方ノ賊管内ヲ視視スルノ情ヲ具陳シ出兵ヲ懇願候へ共、賊兵決テ日向ヨリ本県ニ出ルノ憂ナシトシ終ニ聴サレズ、然ルニ果シテ本月十三日賊日向ヨリ突然侵入、追々具陳ノ通り困境ヨリ竹田表マテ恰モ無人境ヲ行クカ如ク、屯人ノ之ヲ遮ルナク一挙シテ竹田ハ彼カ拠ル処トナリ、終ニ官兵數日ノ攻撃ヲ費スニ至ルハ豈遺憾ナラサラン乎、今日多難ノ時ニ当リ更ニ寸兵ナク以テ県庁ヲ守リ県民ヲ保護セント欲ス、小官無似之を能スルヲ得ス、而シテ管民頗ニ小官ニ迫ルニ官ノ保護周カラサルヲ以テ怨言百出、小官ノ愚之ニ答ルノ辞ナシ、小官素ヨリ保護ノ為ニ注意セサルニ非サルモ、廟儀ノ終ニ爰ニ及ハサルヲ如何セン、然リト雖トモ空シク暴賊ヲシテ横行セシメ、増ス々々庶民ヲシテ無量ノ患害ヲ被ラシムルヲ致スモ、畢竟小官所置ノ宜ヲ得サルカ故ナレハ復タ誰ヲカ憾ミ誰ヲカ咎メン唯自ら反省己ヲ責ムルアルノミ、然ルニ業既ニ此ニ及ヘハ既往ノ事ハ之ヲ措キ爰ニ將來ノ事ヲ稟奏スル如左

賊徒討滅県内平定ニ歸スルモ鹿兒島ノ事全テ鎮定シ、隣県ノ民情充分安堵ノ見込相立候迄之間ハ少クモ五六百ノ台兵若クハ巡查警視ヲ県内ニ駐留シ、専ラ民安ヲ保チ危懼ノ心ヲ解キ晏然營業ニ完ンセシメルコト懇請ノ至ニ不堪、否ラサレハ保護ノ実難萃庶民危懼惴々却テ保護ノ周到ナラサルヨリ、怨ヲ官ニ致スニ至ランモ難計、果シテ然ラハ治民ノ責任ニ背キ、小官微力ノ能ハサル所ニ付速ニ職務解免更ニ御人撰相成候トモ素ヨリ甘心スル所ニ候、仍テ暫時兵員若シクハ巡查駐留ノ義反復預メ奉懇願候也、

かねてから警備の不充分を陳情していた香川権令にとって、五月十二日以後の薩軍による県内の混乱は、県政の最高責任者として痛恨の至りで、職を賭して鎮圧のための派兵を要求したのである。

陸上とは別に海上において大きな威力をふるったのが、四月三日に別府湾に入港、中津隊の大分県庁占拠を断念させた軍艦「浅間」や、五月十六日に竹田から県庁へ襲撃した薩軍に水兵を上陸させて守備する巡查隊を支援した軍艦「孟春」、さらに二六日の佐伯侵入に対し、さらに六月二日の臼杵を占拠した薩軍に艦砲射撃を加えた「浅間」、六月四日臼杵砲撃に合流した「日新」などの海軍力であった。³⁷⁾

そのことは五月二一日に香川権令から海軍省あてに、「当管下竹田表へ屯集ノ賊徒去ル十六日当県庁へ襲来ノ処。浅間孟春両御軍艦ノ尽力ニ依テ警備嚴重行届候故彼レ瞬間モ歩ヲ止ムル能ハス、再ヒ竹田へ逃走致シ衆庶幸ニ患害ヲ免候ハ、全ク両艦保護ノ功ニシテ、独リ小官ノ拜辞ニ不堪ノミナラス下人民実ニ感戴罷在段上申仕候也」と申告している。³⁸⁾

当初より海上封鎖及び各港湾における船舶出入には嚴重な監視体制をとっていたが、海上よりの薩軍の移動には特に警戒をしており、県下の戦乱もほゞ収まった六月七日、太政大臣三条実美は「鹿児島賊徒大分県下へ散乱シ、追々四国地方へ遁走致哉之間へモ有之ニ付テハ、伊予土佐海岸ハ豊後日向接近之地方ニ付、今般別テ右沿海諸港出入之諸船、於陸海軍嚴重致取締候条此旨布告候事、但右取締ニ付出入之船舶疑敷ト認ル時ハ、軍艦ヨリ滞止ヲ命ス、若シ之ヲ拒ム時ハ臨機嚴重之処分ニ及フヘキ事」と布告シ、薩軍の九州よりの移動に対して警戒体制をとったが、海軍力の皆無の薩軍はこの点からも完全に圧倒されたのである。³⁹⁾

然しこの海軍力は薩軍のみでなく、県下の農民の動揺を事前におさえるのに大きな力があつたことも注目される。五月二日海軍省へ佐賀関沖に碇泊中の「浅間」から一尺屋村へ出兵した事情が報告されている。これは四月二〇日に浅間艦から東海鎮守府あてに出した次の届を添付したものであつた。⁴⁰⁾

昨十八日午後二時当所区長ノ者来艦中間候ハ、此節県庁ヨリ熊本表へ人夫差出候様布達有之候処、近村百姓共物議ヲ生シ徒

党ヲ企テ動揺ニ及候ニ付、一応副区長等差越説諭致シ候へ共、何分鎮静ニ至リ難甚苦配罷在候趣相談シ、然ル処同時大分県
巡查三名各地探索ノ為メ当艦へ罷出居候ニ付、右等区長共ニ党民ノ場所へ出張、然ルニ実地ノ様子ハ区長共入込候半ハ何等
ノ至機ニモ及ヘク様子ニ付、百姓共動揺トハ乍申當艦傍觀可致訳ニモ無之、副長協議致シ鎮撫旁半舷銃隊ヲ操出候、尤動揺
ノ場所ハ一尺屋村下浦辺ニテ、當艦佐賀ノ関上浦碇泊陸路ハ殆ト難渋、佐賀ノ関下浦ヨリ海路凡二里位南西ノ辺ニ付、同所
ヨリ一同舟ニテ差越候処無間一尺屋村上浦へ達シ、同所ヨリ下浦へ山手ノ方へ追々逃走散乱致シ候ニ付、党民ヲ呼集ノ区長
共懇ニ説諭ノ処。一同恭順ノ色顯ハシ折節鎮静ニ至リ候ニ付猶海路ヨリ引揚、同日午後九時十分致帰艦候テ前頭党民共ノ内
頭立候者ハ巡查区長共取調五名程拘引、今十九日大分県庁へ差送候右動揺ノ都合等大略如此候間不取敢此段御届仕候也、
中津隊拳兵と関連して起つた県北一帯の農民蜂起から考えると、県中、県南一帯においては、竹田の報國隊の薩軍投入でも
農民に動揺はなかつたように見られるが、徴発される軍夫に対する不満は大分県でも高まっていたことが、この史料で示され
ており、それが未然におさえられていたのである。また大分、大野、直入地域は明治五年（一八七二）末から翌年初にかけて
激しい一揆が起り、すでに二万八〇〇〇名近くの者が首謀者の斬罪を含めて処罰されておることも県中・県南方面へ広がら
なかつた原因とも思われる。ともかく六月二二日には、「客月十二日以来日向路ノ賊徒管内へ乱入ノ処、追々相違置候通官軍
進撃、同廿九日ヲ以テ竹田ヲ回復シ、本月十日ヲ以テ臼杵ヲ拔キ、爾來連戦連勝竟ニ一昨廿日重岡地方ノ賊徒悉皆日州地へ遣
走管内全ク戡定ニ帰シ候条、孰モ浮説流言ニ不惑、安堵營業ニ就キ可申此旨布達候事」と布告が出され、主として罷災地の住
民の不安動揺の鎮静に乗出している。

おわりに

九月二四日夕刻西南戦争は城山の陥落で終つた。一〇月一日には太政大臣三条実美より、「今般西南賊徒平定ニ付、左ニ
掲ル布告并達相廢シ、総テ平常ニ復セラレ候条此旨相達候事」と布告され、銃砲彈藥取締、戦時船舶出入并密売取締、鹿児島

県下諸港船舶出入禁止、四国地方諸港出入船舶取締などの布告が廃止された。⁽⁴¹⁾ 西南戦争の勝利によって、新政府の危機は救われ中央集権体制の地盤も安定した。そしてこの勝利は一方では徴兵制による近代軍隊の確立に、それは兵力、装備のみでなく指揮、命令などの作戦面まで含めて大きな自信をうることが出来た。然しそのためには戦場になった地域の犠牲と、莫大な出費をあえておしきずに乗切ったことも大きな要因であった。当然それに伴う事後対策が重要な課題としてのしかかってくる。敗者（薩軍関係者と一揆参加者も含めて）に対する迅速な裁判、処刑、処罰とともに、勝者（将兵、警察関係、県官吏が主になっている）への多額の褒賞と被災者（諸官庁から一般住民まで及ぶ）への救済も行なわれた。そのような点から小論のむすびとして、西南戦争に対する県の対応に関連した財政的な面をとりあげ、併せて西南戦争の及ぼした影響を考えて見たい。

明治十三年（一八八〇）二月一三日付で「正確ナルヲ証認ス」と太政大臣三条実美に認められた「九州地方賊徒征討費決算報告」に、「九州地方賊徒征討費ノ會計タル明治十年二月十九日出征鎮庄ノ発令ニ起リ、同年十月諸軍凱戦ニ訖ル、而シテ之ヲ整理シ其出納ヲ閉鎖スルハ実二十一年十月ニ在リ、蓋シ費用ノ額夥多ニシテ之ヲ支スルハ亦戦役中ニ止ヲサレハ也」として、決算総額四一五六万七七一六円六八錢五厘という膨大な額を計上している。そして常備兵力（陸軍約五万二〇〇〇人、海軍約二三〇〇人）のみでは不足し、後備軍（約六四〇〇人）、壯兵（約七五〇〇人）を徴募し、さらに開拓使屯田兵（約六〇〇人）を動員し、警視巡查（各県所在の巡查及び新規徴募……士族兵を含み約三万二三〇〇人）の約一〇万一一〇〇人という兵力で、約四万人（熊本隊、中津隊などの士族約一万七四〇〇人を含む）の薩軍に相対し、その上備夫（軍夫）として一般民の延二〇三五万一〇〇〇人が半ば強制的に召集された。特に備夫に要した賃金などの経費が全体の三分の一に当る一三〇六万一千八百七二錢四厘もかかっているのも、如何に多くの民衆（特に熊本、大分、福岡が主である）が戦争にかかわりをもっていたかがわかる。もっとも薩軍によって徴発された農民もいるが数的には不明である。⁽⁴²⁾

大分県関係を見ると総額二一萬四五二三円八四錢六厘で、その内訳は第一表のようになっている。⁽⁴³⁾ 特にその殆どが第二表のよう明治一〇年（一八七七）中に支給されているのは、戦争の推移から見て当然であるが、たゞ六月までの交付額が比較的

第1表

大分県関係征討費用

費	目	原		費	目	原		
		円	銭			円	銭	
戦	給	305	81	費	營	272	77	
	俸	1267	18		傷	117	84	
	旅	5653	78		病	26	56	
	糧	1887	93		祭	786	00	
	食	45	76		扶	659	57	
	被	564	17		助	4455	50	
	服	323	31		料	1374	96	
	陣	151	74		費			
	具	158	83		給			
	費	17	70		費			
	軍	342	88		給			
	需	10	00		費			
	器	860	00		給			
用	120	60	費					
信	519	00	給					
送	51	15	費					
送	12279	87	計					
費	送	17	70	賑	恤	40819	61	
	送	342	88		掛	11426	18	
	送	10	00		災	848	08	
	送	860	00		賑			
	送	120	60		計	53093	87	
	送	519	00		罪	給	3760	67
	送	51	15			料	1795	88
	送	12279	87			費	6008	60
	送	1	30			用	648	42
	送	5154	15			營	1217	19
	送	1	95			傷	659	44
	送	30	64			費	338	88
	送	4	00			計	14429	10
送	2367	50	雜	給		5796	07	
送	104	69		料		2864	55	
送	7664	23		費		3137	51	
送	1	30		用		2286	90	
送	5154	15		信		74	69	
送	1	95		送	665	27		
送	30	64		費	665	27		
送	4	00		營	715	59		
送	2367	50		費	7539	70		
送	104	69		給	1566	39		
送	7664	23		金	1803	76		
送	1	30		費				
送	5154	15		計	26450	47		
送	1	95	總	額	214523	84		
送	30	64						
送	4	00						
送	2367	50						
送	104	69						
送	7664	23						
送	1	30						
送	5154	15						
送	1	95						
送	30	64						
送	4	00						
送	2367	50						
送	104	69						
送	7664	23						

少ないのは、香川権令からも上申が出てるように大分県の出兵が余り多くなかったことと関連していると思われる。(44) なお大分県征討費については次のような理由が付記されている。

右戦闘費ハ鹿兒島ノ賊徒日向地方ヨリ侵入シ、県下中津ノ士民賊ニ応シテ暴挙シ、且ツ宇佐下毛国東三郷ノ士民蜂起スルニ
 当リ、本県官員巡查及ヒ士族等戦闘ニ従事セシ一切ノ費用ナリ

大分県征討費支出表

年	月 日	支出高	累 計	支給場所
10	3月 8日	13000円	13000円	大 阪
"	3月 19日	20000	33000	大 阪 ?
"	4月 14日	10000	43000	大 阪
"	5月 12日	30000	73000	大 阪
"	6月 9日	20000	93000	大 東
"	8月 13日	30000	123000	大 東
"	9月 1日	6500	129500	大 東
"	10月 29日	27000	156500	大 東
"	11月 8日	50000	206500	大 東
"	11月 21日	30000	236500	大 東

賑恤ハ賊徒ノ為メ中津大分竹田臼杵ヲ始メ、各地士民災難ニ罹リシ者ヲ賑給セシ費用ニシテ、其一時救助米ヲ頒給セシモノ凡ソ拾七万八百余人、小屋掛費ヲ給セシモノ式千百余戸、焼毀ノ大小ニ随ヒ手当金ヲ差給セシモノ千六百余戸ナリ、其他罹難区戸長ノ特別手当及ヒ牛馬斃死手当ヲ給セシモノ亦若干アリ

征討費支給額は熊本県約九六万二六〇〇円、鹿児島県約一二九万二五〇〇円に比すれば非常に少ないが、例えば明治一二年（一八七九）の大分県の一般会計の歳出決算高の二五万八一五七円四一錢一厘から見ても、約二一萬円の支給額は決して少額ではない。⁽⁴⁵⁾ ちなみに同年の国の一般会計の歳出は六〇三一萬八〇〇〇円で、征討費総額の四一五六万七〇〇〇円余が如何に巨額であつたかがわかるが、結局この支出は殆ど借入金と紙幣増発によつて賄われたために、その付けはインフレとなつて国民にはねかえってくるのである。⁽⁴⁶⁾

西南戦争後「……鹿児島島の乱平くに及て彼慷慨悲憤の徒、或は官途につき或は実業に従ひ、其他兵馬腕力に頼り、以て政權を奪はんと欲せしものは皆政論に従事するに至る、是を以て政論の喧嘩は殆ど全国に蔓延せり。且て此数年の間に於て政論漸次高尚の点に達し、所謂自由民権の説と王権及政府權威の理と共に世人の講究する所と為れり。」と、全国的に自由民権運動が高揚して行く。⁽⁴⁷⁾ そのような点から大分県の場合も士族授産、自由民権（特に豪農民権、農民民権）などとの関連で、西南戦争後の動向を考へることが必要である。最後に征討費中賜金、勲賞製造費、寡婦、孤児扶助料などの恩賞費が総計二六万七八六一円七六錢支出（征討費会計締切時は通常会計より）され、大分県でも多くの関係者に支給（例えば臼杵士族の場合は稲葉頼以下七五五名に対し、賞与として総額五一〇〇円支給）されたが、それらの頂点として権令香川真一には、勲四等旭日小授賞と年金歳額一八〇円支給が明治一一年（一八七八）二月一二日に通達された。⁽⁴⁸⁾

- 註(1) 『西南戦争隈岡大尉陣中日記』(『戦闘日載籠城之部』)一頁
- (2) 水野公寿『西南戦争期における農民一揆』二二六頁
- (3) 前掲陣中日記一頁
- (4) 圭室諦成『西南戦争』一一二頁
- (5) 明治文化全集 第二卷『明治政史』第一〇編二九九頁
- (6) 猪飼隆明『西南戦争——その背景と民衆』(『新熊本の歴史』六、一一二頁)
- (7) 熊本県立図書館所蔵「事変西南之役諸布告 達示」
- (8) 前掲「事変 西南之役」
- (9) 「太政類典 鹿児島征討始末一」
- (10) これらの戦闘については、前掲『西南戦争』に、特に大分県関係では大分合同新聞社『大分の歴史』八、『大分県の百年』にくわしい。
- (11) 『大分県警察史』(昭和一八年版)一六三二頁、なお藤丸警部については、「太政類典 鹿児島征討始末二四」の一年九月一八日に弔祭料五〇円、遺族扶助料一五〇円、他に追賞金二〇〇円が下賜されるが、その一件書類が入っている。
- (12) 黒田勇『西南の役史料大分県騒擾一件』(『大分県地方史』二七号所収)
- なお「二月一九日午前一時熊本鎮台四ヶ所より出火、放火の見込、鹿児島島の徒も十七日水俣に泊、二三日熊本著混雑不一方云々」とある。
- (13) 「県治概略」一五卷一二二頁
- (14) 木戸孝允の書簡は、三月三日に田中不二磨宛に出されたもの(水野公寿「立ち上がった農民」『新熊本の歴史』六、一二四頁所収)
- (15) 「県治概略」一五卷一二四頁
- (16) 前掲「事変 西南之役」

- (17) 前掲 黒田勇「大分県騒擾一件」一二二頁
- (18) 「太政類典 鹿見島征討始末九」
「県治概略」一六卷二頁
- (19) 前掲 黒田勇「大分県騒擾一件」一二三頁
- (20) 「太政類典 鹿見島征討始末一〇」
- (21) 中津隊の詳細な動きをはじめ、その後の県内の戦闘については、前掲「大分の歴史」八、八四頁～一〇二頁「大分県の百年」三三三頁～四三頁を参照されたい
- (22) 前掲「太政類典一〇」
- (23) 同右
- (24) 同右
- (25) 同右
- (26) 同右
- (27) 同右
- (28) この一揆については、水野公寿「西南戦争期における農民一揆」一九五頁に、一部関係者の口供書を紹介し、さらに詳しい研究ものせであるので参照されたい
- (29) 同右 二〇〇頁
- (30) 同右 二七九頁「大分県下の一揆」
- (31) 「県治概略」一六卷三六頁
- (32) 同右 三七頁
- (33) 同右 四四頁
- (34) 前掲「太政類典一〇」

- (35) 前掲『大分の歴史』八巻 九七頁～一〇二頁『大分県の百年』三六頁～四二頁
- (36) 前掲『太政類典一〇』
- (37) 前掲『大分の歴史』八巻、『大分県の百年』
- (38) 前掲『太政類典一〇』
- (39) 前掲『事変西南之役 諸布告達示』
- (40) 『太政類典 鹿兒島征討始末 九』
- (41) 『県治概略』一七卷八〇頁
- (42) 『太政類典 鹿兒島征討始末六』所収
- (43) 同右所収『九州地方賊徒征討費決算報告』より作成
- (44) 『太政類典六』大蔵省支出高より作成
- (45) 『統計で見た大分県』四三一頁
- (46) 朝日新聞社『史料明治百年』六五一頁
- (47) 前掲 明治文化全集 第二卷二九九頁～三〇〇頁
- (48) 『太政類典鹿兒島征討始末二』